

2022年1月17日



各 位

会 社 名 株式会社ノダ
代表者名 代表取締役社長 野田 励
(コード番号 7879 東証第2部)
問合せ先 取締役総務部長 良知 正啓
(TEL 03-5687-6222)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年2月25日開催予定の第84回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします

記

1. 変更の理由

2021年12月1日付で実施した代表取締役の異動に伴い、代表取締役が原則として株主総会及び取締役会の招集権者・議長を務めることとするため、現行定款第14条（株主総会の招集権者及び議長）及び第23条（取締役会の招集権者及び議長）の定めを一部変更いたします。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙の通りです。

3. 日程（予定）

- ・定款変更のための株主総会開催日 2022年2月25日
- ・定款変更の効力発生日 2022年2月25日

以 上

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>が、取締役会の承認を得て、招集権者・議長となる。</p> <p>2. <u>招集権者又は議長に事故があるときは、取締役会長又は取締役社長のうち前項により選任されざる者が株主総会の招集権者・議長となる。</u></p> <p>3. <u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が、取締役会の承認を得て、招集権者・議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>代表取締役に事故があるときは</u>、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>が、取締役会の承認を得て、招集権者・議長となる。</p> <p>2. <u>招集権者又は議長に事故があるときは、取締役会長又は取締役社長のうち前項により選任されざる者が取締役会の招集権者・議長となる。</u></p> <p>3. <u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が、取締役会の承認を得て、招集権者・議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>代表取締役に事故があるときは</u>、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>